

令和4年度第1回鶴岡市情報公開・個人情報保護審査会（会議概要）

日 時 : 令和4年8月4日（木） 午後1時30分～2時55分
場 所 : 鶴岡市役所 4階ロビー
出席者 : 中村眞一委員、犬塚晴夫委員、布袋谷真弓委員、眞田順久委員
(事務局)
吉泉次長、阿部課長、鈴木専門員、粕谷主任

1 開会

2 会長、会長職務代理者の選出

(中村委員を会長に推薦する旨の発言があり、満場一致で中村委員を会長に選出)

(会長挨拶)

(会長の指名により眞田委員を会長職務代理者に選出)

3 情報公開条例及び個人情報保護条例の制度概要について

(事務局から、制度の概要について説明)

(質疑なし)

4 情報公開条例及び個人情報保護条例の令和3年度施行状況について

(事務局から、制度の概要について説明)

(質疑なし)

5 個人情報保護法の改正に伴う鶴岡市個人情報保護法施行条例の制定について

(事務局から、制度の概要について説明)

(質疑)

- ・ 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）と自治体との関係性は、今回の法改正を踏まえて変化があるか。

→ 法改正以前は、委員会は、特定個人情報について監視監督していたが、個人情報全般についてはその立場になかった。しかし、今後は、国も含めた行政機関全体が、独立した行政委員会である委員会の監視下に置かれ、委員会が一元的に運用の適正性を確保していくという建付けとなるもの。

→ 補足として、市の附属機関として鶴岡市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）が設置されており、これまでは条例で想定していない例外的な事案等について審議会に諮り、運用を担保してきたものであるが、そうした特別の取扱いが許容されなくなる。

→ 審議会を置くこと自体は許容されるが、例外的な対応のために改正後の法律による規制を解除することができなくなるもの。他方で、各々の自治体における個人情報保護業務の在り方、施策の推進等について諮ることはできる。

- ・ 現状、本市では審議会は設置されているか。

→ 設置されており、本市の場合は、原則的な制限の解除を担保する目的を主としてい

る。三鷹市等、全国的にみて個人情報保護に係る施策等に力を入れている自治体があるが、それらの自治体への影響に配慮し、審議会の存置が規定されているもの。

- ・ 自治体によって影響が大きいところとそうでないところの差が生じるということか。
 - 自治体ごとの事情によっては、これまでと判断が変わる可能性がある。
- ・ 市の審議会のメンバーは、市行政職員ではない外部の方か。
 - 市の外部の方のみで構成するものである。
- ・ 本情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、これまでは市の条例に基づいて設置するという建付けだが、法改正を踏まえて、今後法令上の設置根拠はどうか。また、審査会での審査事項等は変わってくるものか。
 - 審査会設置に係る根拠法令は行政不服審査法であり、本市では、具体的に鶴岡市情報公開条例に定めることにより設置しているもの。その建付けについて、法改正に伴う鶴岡市個人情報保護法施行条例の制定による変更等はない。情報公開条例において引用される法規名が個人情報保護法に変わることとなるが、自治体が審査請求に係る事案を審査会に対して諮問することは、個人情報保護法にも当然に想定されている。なお、他自治体においては、審査会の設置のための条例を個別に制定している例も多い。
- ・ 法改正により、原則的に自治体独自のルールを定めることは認められなくなるという理解でよいか。
 - 法律による大きな枠組みが定められており、法律で列挙された情報以外の情報を不開示情報に含めることは許容されている。法が定める規律のほか、手数料等自治体ごとに条例で定めなければならない事項があり、棲み分けがなされている。

6 その他

（事務局から、行政不服審査法に係る参考資料を配布し、当該資料について補足説明）
（質疑なし）

7 閉会